

国立音楽大学

令和5年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

国立音楽大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、寄附行為、大学学則、大学院規則、ガバナンス・コード等に明記され、学生・教職員に周知されている。使命・目的及び教育目的が反映された三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、学生便覧、ウェブサイト、教職員用学内ポータルサイトほかに掲載され、学生、役員及び教職員はその意味を認識している。

大学の基本的理念に照らしながら明確なビジョンとその方針を具体的に示した「くにおんのビジョン及び中期方針（中期ビジョン 2020）」は、理事長及び学長と教職員による対話会「これここ対話会」を複数回開催して、教職員の意見をくみ上げている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、学力の 3 要素を踏まえて策定され、大学教育研究協議会において検証が行われている。18 歳人口が減少する中で入学定員を適切に管理し、広報の充実を図っている。学生情報の共有は、教職員間で効率的かつ適正に行われている。学修支援体制として、教授会のもとに「教務委員会」「学生生活委員会」「演奏芸術センター会議」を設けている。キャリア形成に関する授業科目を開講し、就職・キャリア支援に関する啓発を目的としたイベントを実施している。学生の進路希望に応じた対策講座を充実させている。全学年を対象とする「大学学生生活・学修行動に関する調査」を実施し、学修支援に関する意見・要望を、教務課と IR 推進室が連携して把握・分析し、改善につなげている。

〈優れた点〉

- 音楽系以外の職業を含むキャリア支援に関する組織的な取組みが年間を通じて行われており、学生の多面的なキャリア意識の向上に大きく貢献している点は評価できる。
- 「くにおんごはんステートメント」に基づいた学生食堂のメニューは安価で栄養バランスも考えられており、学生の満足度が高い点は評価できる。
- 附属図書館や楽器学資料館は音楽を専門とする大学として充実した資料を擁しており、この資料を活用した授業や市民向け講座も実施されている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは大学の基本的理念にのっとりて策定

され、一貫性を確保している。三つのポリシーに基づき、教育の質保証と不断の改善に取り組むために、大学全体・教育課程（学部・大学院）・授業科目の3段階で学修成果を測定・評価する指針としてアセスメント・ポリシーを定めている。授業アンケートの結果をもとに、兼任教員は授業改善計画書を、専任教員はティーチング・ポートフォリオを作成し、教育内容・方法の改善を図っている。学生に学修成果の可視化をフィードバックするために、ディプロマ・ポリシーの各項目に紐付けた科目群について、学生が修得した科目のGPA(Grade Point Average)をグラフで表示したディプロマ・サプリメントを配付している。

〈優れた点〉

- 専門課程において学生の興味・関心と到達度に応じて選択できる「コース制」は、卒業後のキャリアデザインに資するものとして評価できる。
- 卒業後5年後、10年後の卒業生や、卒業生の就職先を対象とした「国立音楽大学卒業生に関するアンケート」「学生ヒアリング」など、各種追跡調査による分析を行っている点は評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学生の退学、停学及び訓告の処分手続きを定めていないが、学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制は整備され、2人の副学長についても組織上の位置付け及びそれぞれの役割が明確となっている。

FD(Faculty Development)活動は、学長・副学長及び職員で構成される「UD(University Development)委員会」と教員組織の教務委員会及び大学院運営委員会により、SD(Staff Development)活動は、「UD委員会」と総務・財務部総務課により、両者共に組織的に実施している。総務・財務部総務課は、事務職員の階層ごとに職員研修計画を作成し、人事制度と有機的に連動する仕組みを構築している。人事評価については「事務職員人事評価に関する規程」が整備され、職員の資質・能力向上を促す仕組みが整えられている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

理事会の意思決定を効率的かつ円滑に遂行するために、理事運営会議及び経営戦略会議を行い、理事長が議長としてリーダーシップを発揮できる体制を整備している。迅速な決定が必要な場合は、臨時理事会を開催している。

中長期計画及びその裏付けとなる財務計画に基づき、単年度予算編成をはじめとする財務運営を確立している。令和2(2020)年度から始まる「くにおん寄付基金」制度、資金運用による受取利息配当金収入など、学生生徒等納付金以外の収入増加にも努めている。学校法人会計基準に準拠した財務システムを令和2(2020)年度に導入し、業務の効率化を図り、経理処理の精度を高めている。

〈優れた点〉

- 内部統制監査を実施しており、決算プロセス全体にわたって適切な監督と管理を行うことにより、財務諸表の正確性や法令遵守の保証を行っていることは評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

学長は内部質保証推進の最高責任者として、大学教育研究協議会に対して、自己点検・評価の基本方針の策定と自己点検・評価の実施を要請する。大学教育研究協議会は、各機関及び部署に点検・評価の実施を指示し、その進捗状況を管理・監督している。自己点検・評価委員会は、各機関・部署から報告を受け、内部質保証の観点から改善活動を検証・評価した結果を自己点検・評価報告書にまとめ、意見・提案を付して理事長及び学長に報告する。大学教育研究協議会は報告書を更に検証・精査し、意見・提案を学長に報告する。学長はこの意見・提案を確認し、改善が必要な項目について、大学教育研究協議会に対して改めて改善策を指示することにより PDCA サイクルを確立し、内部質保証体制を構築している。

〈優れた点〉

○出願しなかった受験生に対しても、大学に対する印象、期待又は進路選択等に関する調査を実施し、大学の学生募集活動及び広報活動に生かす IR 活動を実施していることは評価できる。

総じて、大学は基本的理念「自由、自主、自律の精神を以て良識ある音楽家、教育家を育成し、日本および世界の文化の発展に寄与する」を踏まえて使命・目的及び教育目的を定め、それらを三つのポリシーに反映させた大学教育を堅実に実践することにより高い評価を得ている。各種 IR(Institutional Research)データを収集・分析し、問題の改善・向上策を講じることにより内部質保証の推進体制が整えられ、より一層の発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A 社会貢献・地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. ディプロマ・コースについて
2. 国立音楽大学同調会について

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、明確かつ簡潔に文章化しており、寄附行為、大学学則、大学院規則、ガバナンス・コードに明記し、学生・教職員に伝えている。大学の個性・特色はウェブサイト「学びのシステム」及び「国立音楽大学の特色ある取り組み」において具体的に説明し、毎年度作成する大学案内においても明示している。

基本的理念は創立時から変化していないものの、社会の変化に応じて、学科の改編、専修、専攻、コース等教育プログラムの開発により、学生自身が学修成果を実感できる仕組みを構築することにより、芸術により社会に寄与できる人材育成に取り組んでいる。令和2(2020)年に、基本的理念をもとにビジョンと方向性を具体的に示す「くにおんビジョン及び中期方針」を策定した。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び三つのポリシーは、学生便覧、ウェブサイトに掲載されるとともに、教職員用学内ポータルサイトにも明示され、役員及び教職員はその重要性を認識している。使命・目的を教育目的に反映させるための具体的な方向性を表した「くにおんのビジョン及び中期方針」は、理事長及び学長が主催する「これここ対話会」を通して教職員の意見を採用している。

音楽学部の演奏・創作学科は、声楽、鍵盤楽器、弦管打楽器、ジャズ、作曲、コンピュータ音楽の六つの専修から、音楽文化教育学科は、音楽教育、音楽療法、音楽情報の三つの専修と幼児音楽教育専攻から構成され、大学の使命・目的に基づく教育研究体制となっている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

五つのアドミッション・ポリシーは「学力の3要素」を踏まえ、「教育課程検討プロジェクト」を通じて段階的な議論の上で策定され、これらは大学案内、ウェブサイト、学生募集要項、学生便覧を通じて公表、周知されている。

入学者に関しては、入学試験委員会及び大学院委員会において受験者の入学後の成績を調査し、入学者選抜の時期や方法・内容について継続して検証を行っている。また、18歳人口が減少する中、入学定員の適切な管理や広報の拡充によって入学定員を満たしている。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員等の協働の基盤となる学生情報の共有が効率的かつ適正に行われており、その情報に基づいて、「教務委員会」「学生生活委員会」「演奏芸術センター会議」という三つの組織による学修支援体制が整えられている。特に、新入生については専攻別オリエンテーションを実施しており、履修計画から学修に不安がある学生への対応を行っている。

また、学修支援についてはオフィスアワーを設け、学生台帳を適切に管理しているほか、障がい等があり配慮を必要とする学生の修学支援情報については、兼任教員を含む関係する教員に個別に伝えている。

2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内では、インターンシップを含めキャリアの形成に関連する科目を複数開講している。教育課程外では学生の進路希望に応じ「教職特別講座」「保育士試験対策講座」などの各種対策講座を教育課程外で実施しており、学生の多様なニーズにも対応している。

また、就職・キャリアの形成に関する学生の意識の啓発を目的としたイベントを通年で実施しており、学生支援課にはキャリアカウンセラーが常駐し、いつでも学生の就職・進学相談に対面で個別対応できる支援体制が整っている。

〈優れた点〉

○音楽系以外の職業を含むキャリア支援に関する組織的な取組みが年間を通じて行われており、学生の多面的なキャリア意識の向上に大きく貢献している点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスの一環として、健康相談・心的相談・生活相談等に対応した保健管理室が設置されている。厚生補導、独自の奨学金制度、課外活動支援の体制も整備されており、適切な手順に沿って運用されている。また、大学院生への経済的な支援は「国立音楽大学大学院学費減免規程」で規則化されている。

学生の食環境改善に関しては「くにおんごはんステートメント」という理念を掲げ、安価で栄養バランスを考えた食環境を学生に提供しており、学生食堂に対する学生の満足度も高い。

〈優れた点〉

○「くにおんごはんステートメント」に基づいた学生食堂のメニューは安価で栄養バランスも考えられており、学生の満足度が高い点は評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

音楽大学という特性上多種多様な施設が必要であるが、学生が学修を行うための必要な校地、演習室・練習室・自習室等の校舎等は設置基準を満たしており、管理・運営も適切に行われている。また、閉架式書庫を備えた附属図書館は楽譜の所蔵点数が音楽大学として国内随一であり、楽器学資料館を活用した授業も行われている。バリアフリーをはじめとする施設設備の利便性も配慮されている。

また、個別レッスンの実技を伴う授業が多いため授業の受講生数の管理については徹底した少人数制がとられており、そのための教室も多数確保されている。

なお、学修施設に関しては学生寮も含めて耐震などの基準を満たしている。

〈優れた点〉

○附属図書館や楽器学資料館は音楽を専門とする大学として充実した資料を擁しており、この資料を活用した授業や市民向け講座も実施されている点は評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修環境に関する学生の意見や要望に対しては、「大学学生生活・学修行動に関する調査」により把握・分析し、その調査結果は教育成果等に関する小委員会で内容を精査し検討した上で、教務委員会にフィードバックされている。また、「授業に関するアンケート」により学生の意見や要望等を把握し、教員は授業改善計画書にその結果を反映させている。この計画書はいつでも教務課の窓口で閲覧することが可能である。

また、学生の実態に応じて、心理検査の実施や医療機関との連携など、保健管理室と保健師、臨床心理士が緊密な連携をとり、学生の心身に関する支援を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、卒業までに身に付けるべき資質と能力に関する具体的指針として教育目的を踏まえて策定し、学生便覧や教員ガイドなどを通じて周知している。成績評価基準、進級及び卒業の認定基準は規則化されていないが、単位認定基準、留年基準、卒業認定基準、修了認定基準は学生便覧や大学院学生便覧に明記し、各科目の単位認定基準については、シラバスにおいてディプロマ・ポリシーとの関連を示した上で授業目標と成績評価の方法を明示している。進級認定、卒業認定については、教務課で作成した判定資料を用いて教務委員会で審議した上で、教授会で議決し、学長が決定している。大学院については、進級判定、修了認定を大学院運営委員会で審議した上で、大学院委員会で議決し、学長が決定している。

〈参考意見〉

○成績評価基準は定められているが、規則化されていないため、学則などに規定することが望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに掲げた資質・能力を育成するためのカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧やウェブサイトなどで周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは大学の基本的理念にのっとり策定され、一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成し、1、2年次に「基礎科目」を、全学年にわたって「教養科目」と「共通選択科目」を置いている。3、4年次には、専門性を更に高めたり、専門以外のスキルを磨いたりするための「コース制」も導入している。単位制度の実質化を図るため、履修登録単位数の上限の適切な設定としてキャップ制を導入し、教養教育に特化した十分な審議を行うため教養教育委員会を設置している。「授業に関するアンケート」の結果を活用し、教授方法の工夫と改善を行っている。

〈優れた点〉

- 専門課程において学生の興味・関心と到達度に応じて選択できる「コース制」は、卒業後のキャリアデザインに資するものとして評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づき、教育の質保証と不断の改善に取り組むために、大学全体としての機関レベル・学部・大学院の教育課程レベル・授業科目ごとの科目レベルの3段階で学生の学修成果を測定し、点検・評価する指針としてアセスメント・ポリシーを定めている。学生、卒業生、卒業生の就職先を対象とした各種アンケートを実施し、客観的データの分析結果をもとに点検・評価を行い、教務委員会や学生生活委員会において課題の発見や問題点の改善に役立てている。「授業に関するアンケート」の結果に基づき、兼任教員は授業改善計画書、専任教員はティーチング・ポートフォリオを作成し、教育内容・方法の改善を図っている。学修成果を可視化し学生へフィードバックするものとして、ディプロマ・ポリシーの各項目に紐付けた科目群について、学生が修得した科目の GPA をグラフで表示したディプロマ・サプリメントを配付している。

〈優れた点〉

- 卒業後5年後、10年後の卒業生や、卒業生の就職先を対象とした「国立音楽大学卒業生に関するアンケート」「学生ヒアリング」など、各種追跡調査による分析を行っている点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則などに基づき整備している。学長は、使命・目的の達成のため、教学マネジメント体制を構築し、大学の意思決定の権限と責任を明確にしている。副学長は2人配置され、組織上の位置付け及びそれぞれの役割を明確にしておき、機能している。教授会などは、組織上の位置付け及び役割を明確にしておき、機能している。学長が定めるべき学生の懲戒等の手続きについて定められていない。教学マネジメントの遂行に必要な職員は、「学校法人国立音楽大学組織規程」などにより適切に配置し、役割を明確にしている。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒等について、規則はあるものの、その詳細な手続きを定めていないため改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に則した運営を行うため、大学は大学設置基準、大学院は大学院設置基準に定める専任教員数及び教授数を十分確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任について大学は「教員資格審査規程」に基づき、教員資格審査委員会の審査を、大学院は「大学院教員資格審査規程」に基づき、大学院運営委員会の審査をそれぞれ経て適切に運用している。FD活動は、学長、副学長及び大学事務職員で構成される「UD委員会」と教員組織である教務委員会及び大学院運営委員会によって組織的な実施とその見直しを行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は、学長、副学長及び職員から成る「UD 委員会」と総務・財務部総務課により組織的に実施している。「UD 委員会」は、「国立音楽大学 UD 委員会規程」にのっとり、教職員の職務能力の向上を図るための企画・立案を行い、学内の関連部署との連携により、法人が実施する SD 活動の支援等を行い計画的に実施している。総務・財務部総務課は、事務職員の階層ごとに職員研修計画を作成しており、人事制度と有機的に連動する仕組みを構築している。人事評価については、「事務職員人事評価に関する規程」が整備されており、職員の資質・能力向上を促す仕組みができています。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

実技個人レッスン担当教員にはレッスン室兼研究室、その他の専任教員にはインターネット接続可能な研究室が与えられ、研究環境は適切に整備されている。研究は、文部科学省や厚生労働省等の示す倫理指針に準拠するよう「国立音楽大学研究倫理規程」等の研究倫理に関する規則を整備している。研究倫理は、研究倫理委員会を設置して、「国立音楽大学公的研究費の取扱いに関する行動規範」等の行動指針やガイドラインを整備し、厳正に運用している。研究活動における研究費は、「研究費等に関する規程」などを整備している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人国立音楽大学寄附行為」をはじめとした法人の組織倫理に関する各種規則を整備し、適切な運営を行っている。情報の公表を、私立学校法第 63 条の 2 の法令などに基づき適切に行っている。使命・目的を実現するための継続的努力として中期計画を策定し、目指すべきビジョン、中期経営方針、改革施策を示している。環境保全への配慮として環境問題に取り組むことを宣言し、省エネルギー対策を実施している。

人権への配慮として人権侵害の防止対策として指針を定め、ハラスメントの種類と具体例、心構えなどを示している。安全への配慮として「国立音楽大学消防計画規程」「学校法人国立音楽大学合同防火管理規程」等学内外に対する危機管理の体制を整備し、適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として理事会を整備している。理事会は、法人の最高意思決定機関として法人の重要事項を審議・決定している。理事会の開催は月 1 回以上定期的に開催され、各理事の出席状況は良好である。速やかに決定を要する案件が生じた場合は、臨時理事会を開催し、迅速な意思決定に努めている。各理事は学校法人の運営に責任をもって参画できるよう業務担当を明確にしている。理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会の意思決定を効率的かつ円滑に遂行するため、理事会は「学校法人国立音楽大学理事運営会議」と「学校法人国立音楽大学経営戦略会議」が連携し、理事長が議長としてリーダーシップを発揮できる体制を整備している。教職員の提案等をくみ上げる仕組みとして、課長級管理職が各職員と個別面談する目標管理制度を活用し、こここでくみ上げられた意見や提案等を理事長同席の部長会で共有している。学長は、理事会、理事運営会議、経営戦略会議への出席及び大学教育研究協議会等との連携により、法人と大学の相互チェックを行っている。監事は「学校法人国立音楽大学寄附行為」に基づき、選任され、全ての理事会に出席し、監事の職務を適切に行っている。評議員は「学校法人国立音楽大学寄

附行為」に基づき、予算及び事業計画、事業に関する中期計画などについての諮問機関として機能している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づき、単年度予算編成をはじめとする財務運営を確立している。

令和 4(2022)年度決算時点の財務比率のうち総負債比率、前受金保有比率、基本金比率などの財務安全性を示す各指標から安定した財務基盤である。事業活動収支差額は、減価償却額を除けば黒字であるため、収入と支出のバランスは保たれている。また、令和 2(2020)年度にスタートした「くにおん寄付基金」の制度等による寄付金収入、受取利息・配当金収入などの学生生徒等納付金以外の収入源を確保・拡大し、外部資金の導入の努力を行っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人国立音楽大学経理規程」及び「学校法人国立音楽大学固定資産及び物品管理規程」を整備し、監査法人が会計基準等に基づく会計処理の適正な実施を証明している。また、令和 2(2020)年度には、学校法人会計基準に準拠した財務システムを導入し、業務の効率化を図っている。これにより、伝票作成の際に勘定科目等のデータが引継がれるようになり、科目等の錯誤が減少するなど、経理処理の精度を高めることができている。

会計監査は、監査計画に従い厳正に実施しており、監査報告書によりフィードバックを受ける体制を確立している。また、理事長・理事・監事・監査法人の間で定期的な意見交換の場を設けることにより情報共有が行われている。

〈優れた点〉

○内部統制監査を実施しており、決算プロセス全体にわたって適切な監督と管理を行うことにより、財務諸表の正確性や法令遵守の保証を行っていることは評価できる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は内部質保証推進の最高責任者として、大学教育研究協議会に対して、自己点検・評価の基本方針の策定と自己点検・評価の実施を要請する。大学教育研究協議会は、各機関及び部署に点検・評価の実施を指示し、その進捗状況を管理・監督している。

自己点検・評価委員会は、各機関・部署から報告を受け、内部質保証の観点から改善活動を検証・評価した結果を自己点検・評価報告書にまとめ、意見や提案を付して、理事長及び学長に報告する。大学教育研究協議会は報告書の内容を更に検証・精査し、意見や提案を加えて学長に報告する。

学長はこの意見・提案を確認するとともに、改善が必要な項目について大学教育研究協議会に対し、改めて改善策を指示することにより PDCA サイクルを確立し、内部質保証体制を構築している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は、各機関・部署から報告を受け、大学の組織、施設・設備、財政状況その他教育研究に関する活動状況について、全学的視点に基づき自主的・自律的な自己点検・評価を実施する。その結果を記した自己点検・評価報告書は、理事長及び学長に報告するとともにウェブサイトで公表することにより、学内で情報を共有している。

IR 推進室は、各機関・部署から得られた教学及び経営に関わる情報・データを収集・分析し、この情報を活用して「FACT BOOK」を作成している。

〈優れた点〉

○出願しなかった受験生に対しても、大学に対する印象、期待又は進路選択等に関する調査を実施し、大学の学生募集活動及び広報活動に生かす IR 活動を実施していることは評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証推進の基幹組織である大学教育研究協議会は、各機関・部署に対して、三つのポリシーを起点とした教育及び大学運営の質保証につながる自己点検・評価を求め、その結果は学長に集約され、その後改善実施要求等が事業計画に組込まれるなど改善・向上に反映させる内部質保証のための PDCA サイクルが構築されている。

前回評価を受けた外部認証評価において、努力課題として指摘された事項については、全て改善を行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献・地域連携

A-1. 知的財産や文化の社会還元を目的とした社会貢献と地域連携

A-1-① 教育研究活動の成果による社会貢献

A-1-② 音楽大学としての特色ある地域連携

【概評】

「演奏芸術センター」を演奏芸術の振興拠点に据え、大学の魅力である演奏活動を最大限に活用すべく、1年を通じてオーケストラ、吹奏楽、オペラなどの演奏会や公開レッスンなどを、無料ないし安価な料金で地域住民に提供している。音楽を学んでいる小学生、中学生、高校生、一般の人を対象に、「くにたちオープンカレッジシリーズ」と称して、「いい音出そう」「いい声出そう」などをテーマとしたワークショップを例年6～9月に開催している。幼児音楽教育専攻の学生が主体となって開催する「七夕祭」、音楽教育や幼児音楽教育、音楽療法を専門に学ぶ学生が主体となる「MUSIC スペース」も地域行事として定着している。学外で指導や演奏を行う「指導ボランティア」や「演奏ボランティア」は、学生が大きく成長するアウトリーチ活動にもなっている。東京多摩地区にある唯一の音楽大学として、キャンパスのある立川市はもとより、隣接する国立市、武蔵村山市、羽村市、青梅市などと連携・協力協定を締結し、平成28(2016)年からは「国立音楽大学地域連携に

国立音楽大学

関する方針」に基づいて、「国立音楽大学コミュニティ・ミュージック・センター(KCMC)」を中核に学内諸機関が連携して、地域の音楽・芸術普及活動の振興に貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. ディプロマ・コースについて

本学では、令和元(2019)年度より、専攻実技の研鑽を積みたい人のために「ディプロマ・コース」を設置した。本コースは、声楽ソリスト、ピアノ・ソロ／アンサンブル、弦楽器（ソリスト／オーケストラプレイヤー／コンサートマスタープリンシパル・コース）、管打楽器ソリスト、ジャズ インストゥルメンタルの 5 コースを配置しており、本学が設置するほぼ全ての専攻楽器を対象に、本学教員の実技レッスンを受講することができる。専攻実技レッスンは、いずれの場合も 1 回 45 分のレッスンを年間 10 回又は 20 回（コースにより異なる）履修することができる。本コースの受講には選抜試験の受験が必要で、また修了するには通算 2 年以上在籍のうえ、修了試験の合格を課している。

本コースは、音楽大学卒業程度のレベルを対象とし、実技レッスンを中心により高度な専門性を追求することにより、演奏技能に対して非常に高い質の保証に努めている。本学卒業生の卒業後の進路としても選択肢の 1 つとなっている。

令和 5(2023)年度における在籍者数は、前年から継続している在籍者 52 人、令和 5(2023)年に新規に入学した在籍者 45 人、計 97 人である。

2. 国立音楽大学同調会について

「国立音楽大学同調会」は、昭和 3(1928)年に第 1 回本科卒業生（東京高等音楽学院時代）を輩出したと同時に、母校発展の支援や会員相互の親睦、また我が国の音楽文化の振興を図ることを目的に発足した同窓会で、現在、48 同調会（国内 45、国外 3）に分かれ、計 45,000 人を超える会員により組織されている。

主な活動としては、在学生と各同調会をつなぐ事業運営や、各同調会主催のコンサートの支援などが挙げられるほか、毎年「ホームカミングデー」を本学講堂で開催している。また同調会「くにたち賞」は、活躍する卒業生を表彰することを目的として、平成 29(2017)年に設立した表彰制度で、大学と同調会が協同して受賞者の選考を行っている。さらに在学生支援として、学部 3、4 年生と大学院修士課程 2 年生を対象とした給付型奨学金「同調会奨学金」（20 万円）を支給している。

同調会からはそのほか、昭和 57(1982)年の講堂大ホールのパイプオルガンやコンサート・グランド・ピアノの寄贈をはじめとして、楽器や機器などの寄贈がなされてきたが、近年では、令和 3(2021)年度に新型コロナウイルス感染症のコロナ禍における学生支援を目的として 500 万円の寄付がなされた。

このように発足 94 年目を迎える本学卒業生組織である同調会は、単に卒業生を支援するのみならず、現在においても本学の在学生支援やまた教育環境支援において深い関わりを持ち続けながら全国各地の音楽文化振興に寄与している。